

令和6年度大津市介護サービス事業所等 就職支援給付金の手引き

介護サービス事業所等での新たな介護人材の確保を目的に、大津市内の介護サービス事業所等に就職された方に対し、就労継続奨励金を支給し、その後一定期間定着していただいた方に対し、就労定着支援金を支給します。

対象者

令和5年9月1日から令和6年8月31日までに、大津市内の介護サービス事業所等（介護サービスを提供する事業所に限る。）に新たに採用され、勤務を開始した対象の職種の方（所定労働時間が週30時間以上または月120時間以上の方に限ります。）が対象です。ただし、次の各号に該当する方は対象外です。

- 採用前1年間に、大津市内の介護サービス事業所等に勤務していた方
- 採用前1年間に、大津市内で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービス事業及び同法第77条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2に規定する事業を実施する事業所に勤務していた方
- 採用から6か月未満で離職が予定されている方
- これまでに大津市介護サービス事業所等就職支援給付金または大津市新型コロナウイルス感染症対策に係る介護サービス事業所等就職支援事業給付金を受給した方

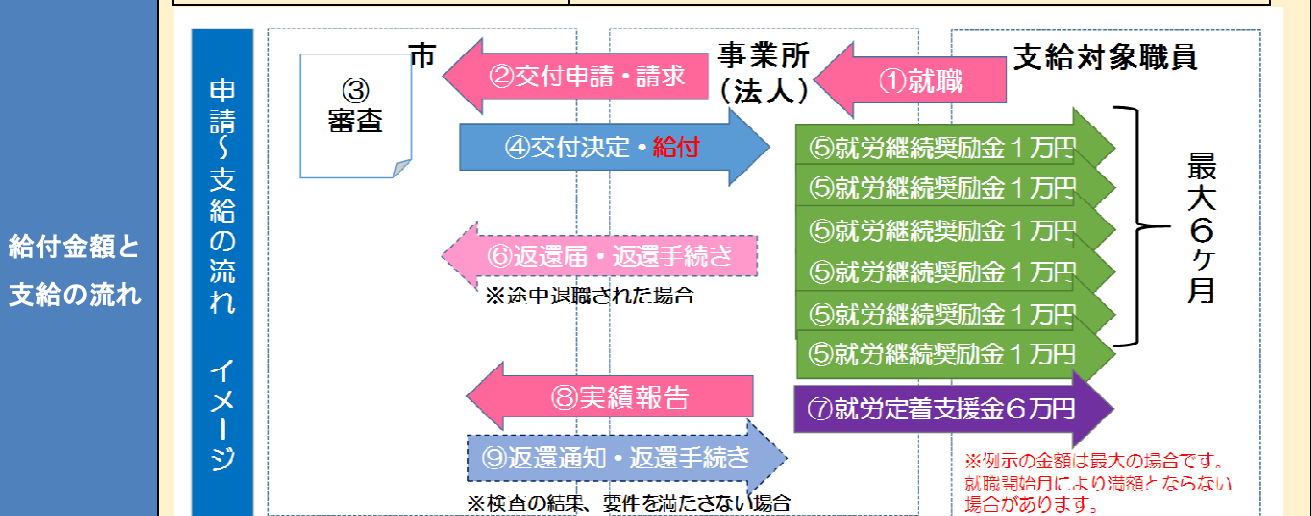
※対象の職種については、支給基準の別表第1をご確認ください。

給付金の対象期間

- 就労継続奨励金の対象期間
採用月から令和7年2月まで（90時間以上の勤務があった月に限ります。）
※ただし、6か月を上限とします。
- 就労定着支援金の対象期間
就労継続奨励金の最終月とします。

※ただし、支給対象期間中に退職や配置転換等により支給対象職員となった場合は対象外

給付金の種別	給付金額
(1) 就労継続奨励金	月10,000円(最大60,000円)
(2) 就労定着支援金	就労継続奨励金の総支給額と同額



■④支給決定後に、市から法人へ一旦全額を給付しますので、⑤を支給対象職員へお支払ください。また、最終月には⑦をお支払ください。

■⑤及び⑦の支払後、⑧実績報告を提出ください。

<p>提出書類</p>	<p>(申請時)</p> <p>■「令和6年度大津市介護サービス事業所等就職支援給付金支給申請書兼請求書」(様式第1号)</p> <p>■添付書類</p> <p>①支給対象職員の経歴書(履歴書の写し可)</p> <p>②振込先口座の通帳のコピー(金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の記載があるページ)</p> <p>③委任状兼誓約書(原本)</p> <p>(実績報告時)</p> <p>■「令和6年度大津市介護サービス事業所等就職支援給付金実績報告書」(様式第5号)</p> <p>■添付書類</p> <p>①支給対象職員のタイムカードの写し等、勤務時間数が分かる書類</p> <p>②受領書(写し可)</p>
<p>申請方法</p>	<p>郵送 もしくは 長寿施設課 介護人材確保対策室まで持参(市役所本館3階) (申請書兼請求書を市のホームページからダウンロードしてください。)</p>
<p>申請期限</p>	<p>令和6年12月27日(金)まで</p>
<p>申請先 問合せ先</p>	<p>〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市健康保険部長寿施設課 介護人材確保対策室 Tel077-528-2803(直通) 平日9時~17時</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総額が予算額を超える場合は、申請書の提出順に予算の範囲内で交付します。 ・予算額を超えた場合には、速やかにホームページ上でお知らせします。

〈申請手順〉

【1】申請の可否をご確認ください。

- ①令和5年9月から申請日（令和6年4月以降）までに既に就職されている支給対象職員がいるかどうか確認し、該当者がいる場合は直ちに申請いただけます。
- ②支給対象職員がいない場合、不足する職員の求人に応募を促進するため、活用いただくこともできます。
 - ※ 支給対象となる採用の最終日は令和6年8月31日です。
 - ※ 対象期間内でも、市の予算額を超えた時点で〆切となります。採用条件の提示に際しては支給を確約できるものでないことをご留意ください。

【2】添付書類をご用意ください。

- ①「支給対象職員の経歴書（履歴書の写し可）」・・・過去1年間の雇用状況が分かるもの。
 - ※ 虚偽申請防止のためハローワーク等に調査をする場合があります。
- ②「振込先口座の通帳のコピー（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の記載があるページ）」
 - ※ 必ず申請者となる法人名義のものをご用意ください。代表者個人名義、事業所名義は不可。
- ③「委任状」（必ず原本を添付してください）

【3】「令和6年度大津市介護サービス事業所等就職支援給付金支給申請書兼請求書」（様式第1号）を作成してください。

- ①様式の内容に従い必要事項をご記入ください。
- ②概算払いの請求書を兼ねておりますので、**必ず法人の代表者印を押印してください。**
- ③当該申請に係る担当者と日中に連絡できる担当者電話番号をご記入ください。

【4】申請書及び添付書類を郵送又は申請窓口まで持参してください。

- ①審査により支給を決定した場合、申請書兼請求書を受理した日から30日以内にご指定の口座に給付金を振込みます。

〈〈ご注意いただきたいこと〉〉

- ・提出された書類は返却いたしませんので、必要があればコピーをとり郵送してください。（控えに受付印が必要な場合は、控え（コピー又は副本）と返信用封筒（切手貼付）を同封してください。）
- ・要件を満たさない申請は、本給付金を支給できません。支給しない旨通知します。
- ・虚偽や不正による受給が分かった場合は、給付金の返還を求める場合があります。